

令和4年7月21日

お客様各位

丸八信用組合

定期積金規定改定のお知らせ

令和4年8月22日から、下記のとおり定期積金規定を改定しますので、お知らせいたします。

記

1 改定となる規定

定期積金規定【令和2年3月以前の契約口座】

定期積金規定【令和2年4月から令和3年3月までの契約口座】

定期積金規定【令和3年4月以降の契約口座】

定期積金（団信）規定

2 改定内容

（1）定期積金規定（令和2年3月以前の契約口座）

- ・第6条（給付補填金等の計算）及び第8条（反社会的勢力との取引拒絶）について、当該条文が参照している第10条（解約等）の条文に合致するよう変更するもの。

（2）定期積金規定（令和2年4月から令和3年3月までの契約口座）

- ・第6条（給付補填金等の計算）及び第8条（反社会的勢力との取引拒絶）について、当該条文が参照している第10条（解約等）の条文に合致するよう変更するもの。

（3）定期積金規定（令和3年4月以降の契約口座）

- ・第7条（給付補填金等の計算）及び第9条（反社会的勢力との取引拒絶）について、当該条文が参照している第11条（解約等）の条文に合致するよう変更するもの。

（4）定期積金（団信）規定

- ・第7条（反社会的勢力との取引拒絶）の記載文言を他の定期積金規定に合わせるもの。

3 効力発生日

令和4年8月22日（月）

※各定期積金規定の改定箇所は、「新旧対照表」をご確認ください。

新旧対照表

定期積金規定【令和2年3月以前の契約口座】（抜すい）

改定前	改定後
<p>6.（給付補填金等の計算）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>①（略）</p> <p>② 当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするとき及び第10条第2項又は第3項により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</p> <p>③（略）</p>	<p>6.（給付補填金等の計算）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>①（略）</p> <p>② 当組合がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするとき及び第10条第3項又は第4項により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</p> <p>③（略）</p>
<p>8.（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>第10条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>8.（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>第10条第4項第1号、第2号AからF及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第4項第1号、第2号AからF又は第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。</p>

定期積金規定【令和2年4月から令和3年3月までの契約口座】（抜すい）

改定前	改定後
<p>6.（給付補填金等の計算）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>①（略）</p> <p>② 当組合がやむをえないものと認め</p>	<p>6.（給付補填金等の計算）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>①（略）</p> <p>② 当組合がやむを得ないものと認め</p>

<p>て満期日前の解約をするとき及び第10条第2項又は第3項により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</p> <p>③ (略)</p>	<p>て満期日前の解約をするとき及び第10条第3項又は第4項により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</p> <p>③ (略)</p>
<p>8. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第10条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>8. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第10条第4項第1号、第2号AからF及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第4項第1号、第2号AからF又は第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。</p>

定期積金規定【令和3年4月以降の契約口座】(抜すい)

改定前	改定後
<p>7. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>① (略)</p> <p>② 当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするとき及び第11条第2項又は第3項により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</p> <p>③ (略)</p>	<p>7. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>① (略)</p> <p>② 当組合がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするとき及び第11条第3項又は第4項により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。</p> <p>③ (略)</p>
<p>9. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第11条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>9. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第11条第4項第1号、第2号AからF及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第4項第1号、第2号AからF又は第3号AからEの一つにでも該当する場合には、</p>

	当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。
--	----------------------------

定期積金（団信）規定（抜すい）

改定前	改定後
<p>7.（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>第9条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>7.（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p><u>この積金口座は、第9条第3項第1号、第2号AからF及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項第1号、第2号AからF又は第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。</u></p>

以上